

令和7年度福岡県要保護児童対策地域協議会 議事要旨

1 会議の開催日時及び場所

開催日時：令和7年11月28日 金曜日 15:00～16:30

場所：福岡県中小企業振興センター 202会議室

2 議事要旨

(1) 福岡県の要保護児童相談の現状について

資料1に基づき、福岡県福祉労働部こども福祉課、福岡県福岡児童相談所、北九州市子ども総合センター、福岡市こども総合相談センターから説明。

各委員の質疑・意見は以下のとおり。

(委員) 福岡県において性的虐待が増加傾向であるとのことについて、性的虐待は潜在化しやすい虐待であると考えるが、虐待被害の発見のための取組を何か実施したのか。

(福岡県福岡児童相談所) 児童からの聞き取りに関する技術や意識を高めるため、令和6年度に検察庁の協力のもと、市町村職員や学校関係者等を対象とした研修である、「初期聴取キャラバン」を実施した。

(委員) 福岡市の「虐待相談の経路別相談件数」において、「児童本人」が増加傾向であり、その理由として小中学校に配備されたタブレット端末を用いた相談事業を実施していることが挙げられていたが、この事業を通じた相談者の具体的な内訳はわかるか。

(福岡市こども総合相談センター) タブレット端末を通じた相談は匿名で相談を受け付けている。なお、生命にかかる重篤な内容が出た場合は、個人の特定に努めている。また、相談終了時に学校の先生や児童相談所のダイヤルにも相談できることを案内している。

(委員) 福岡市の「虐待相談の経路別相談件数」において、「学校等」が福岡県、北九州市と比較して少ないが、何か理由があるのか。

(福岡市こども総合相談センター) 福岡市は7区の保健福祉センターにこども家庭センターを設置し、虐待相談を受け付けており、学校等からの虐待相談は、区に寄せられることが一因と考えている。

(委員) 北九州市において、区役所に児童福祉司を配置しているとのことだが具体的に何名程度配置しているのか。また、一時保護等の判断は配置している児童福祉司がその場で判断するのか。

(北九州市子ども総合センター) 北九州市は行政区が7区あり、そのうち中規模区と大規模区に1人もしくは2人配置している。これらの配置職員は、児童相談所が受けたケースのうち、比較的軽度な案件を扱うようにしており、一時保護の判断等はすべて児童相談所が行っている。

(2) 福岡県児童家庭支援センターについて

資料2に基づき、福岡県福祉労働部こども福祉課から説明。

各委員の質疑・意見は以下のとおり。

(委員) 両政令市の児童家庭支援センターの状況をご説明願いたい。

(北九州市子ども総合センター) 北九州市は2か所の児童家庭支援センターがある。事業としては、福岡県の説明にもあった相談支援事業を行っている。しかし、人員配置に苦慮しており、児童相談所からの指導委託は実施していない。センターのさらなる充実と活用が今後の課題である。

(福岡市子ども総合相談センター) 福岡市は、中央区、南区、東区、西区の4か所に設置している。昨年度「福岡市子ども総合計画」を策定し、令和11年度までに、2か所増設し、市内6か所の設置を計画している。

相談窓口としては、児童相談所や区役所が閉庁している平日夜間(17:00~20:00)及び土日祝日(10:00~17:00)に開所している。

児童相談所や区役所と違い人事異動がなく、同じ職員が継続して関わることができるために、長期的に家庭と繋がって支援を実施しているケースが多く見受けられる特徴がある。

また、育成相談が相談内容の多くを占めており、指導委託までには至っていない状況である。

(委員) 資料2の3スライド目に、「各機関の役割分担等」として、児童家庭支援センターは市町村と児童相談所の中間的な役割を担うとされているが、児童家庭支援センターという新たな機関が加わることで、誰が支援の主体なのかが分かりにくくなり、かえってケース管理が難しくなるのではないか。

(福岡県こども福祉課) ケース管理は今までどおり、市町村と児童相談所が連携してしていくことで変わりはない。児童家庭支援センターは、市町村と児童相談所の側方支援を担う機関として位置付けている。

(委員) 両政令市の児童家庭支援センターについて、センター間の連携を図るため、会議体の設置等、何か取り組んでいることはあるか。

(北九州市子ども総合センター) 特別な会議体等は設けていない。

(福岡市子ども総合相談センター) 本庁部署が年に1回程度、情報交換会を設けている。

(3) 警固界隈のこども・若者を守る事業について

資料3に基づき、福岡県警察本部生活安全部少年課、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課、福岡県福祉労働部こども福祉課から説明。

各委員の質疑・意見は以下のとおり。

(委員) 警固公園に集まっているこども・若者のなかには、学校に通っている児童や、学校を辞めた児童がいると考える。そのため、本事業に教育関係機関も参画すると良いのではないか。

(福岡県警察本部少年課) 本事業については、県及び市の教育委員会にも説明している。

警察と学校の連携は、通常の枠組みのなかで行っているが、「警固界隈のこども・若者を守る協議会」についても、教育関係機関からの希望があれば、構成員の追加を検討する。

(委員) 本事業は、警固公園を、こどもたちが行くべきではない場所とするのではなく、こどもたちを救うことができる場所と捉えていると感じた。

警固公園に集まるこどもたちは、学校に行きづらい等、それなりの理由があつて集まっていると考える。本事業を通じて、警固公園を起点に、良いアプローチをもらいたい。

(4) 福岡県の里親委託の現状について

資料4に基づき、福岡県福祉労働部こども福祉課から説明。

各委員の質疑・意見は以下のとおり。

(委員) 両政令市の里親委託の状況をご説明願いたい。

(北九州市子ども総合センター) 里親委託率については、令和6年度は28.3%であり、前年度から3.5ポイントの増加だった。北九州市は、児童福祉施設が充実しており、里親委託よりも施設への措置を主流としていた背景がある。里親委託率の増加に向けて、ショートステイを通じて、里親の育成を図るほか、商業施設等での広報啓発活動に取り組んでいる。

(福岡市子ども総合相談センター) 福岡市は、児童福祉施設が少なく児童の措置先に苦慮していた背景があり、平成17年度から里親の普及啓発を開始した。里親委託率につ

いては、令和6年度は委託率全体で55.3%である。内訳をみると、乳幼児が72.7%、学齢児が51.8%であり、全国で見ても高い委託率となっている。また、令和4年度から里親のショートステイを全市域に展開している。ショートステイから始めたいという里親が増加し、令和3年度末の106世帯から令和6年度末にかけて182世帯まで登録数が増加した。ただし、ショートステイの活発化に伴い、委託までには至らないケースが増え、里親委託率自体は、わずかに減少傾向である。

(委員) 里親委託は保護者の意向に大きな影響を受けると考える。その点について、里親委託率を向上させるために、何か取り組んでいるのか。

(福岡市子ども総合相談センター) 保護者に対しては、最初に相談に来たときに、里親に委託することの良さや、里親委託に関する市の方針を説明するようにしている。

(委員) 児童相談所の職員が里親宅を訪れると、子どもは嬉しく感じているし、里親自身も励みになっている。近年、県の児童相談所職員が里親宅に訪れる頻度が増えているように感じているので引き続きお願いしたい。

その一方で、里親にも限界があり、休みたいときがあるのが現状。そうしたときに児童相談所が里親をバックアップしてほしい。また、他の里親や児童養護施設へのレスパイトが増えてくると、里親も安心して続けられるようになると考える。

(福岡県こども福祉課) 継続的に里親委託をすることには限界があるとのことについては、今後の課題として、関係各所と連携し解決策を探っていきたい。

(委員) 児童養護施設に入所しているこどもたちの近年の傾向や特徴を伺いたい。また、施設から里親委託に繋げていくことに対し、ご意見等があればお伺いしたい。

(委員) 施設に入所する子どものうち、虐待を理由としているものが約7割である。また、このうち、心に傷を負い、何らかの心理ケアが必要な子どもが5割以上になる。また、心理ケアが必要な子どものうち、実際に小児精神科や心療内科にかかっているものは3割以上おり、難しいケースが増加している傾向にある。

また、施設から里親委託に繋げていくことについては、こどもにとっての選択肢を増やすことが重要であると考える。そのうえで、引き続き、施設と里親が連携していくことが必要だと認識している。